

NPO法人ディック遺児奨学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人ディック遺児奨学会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、自然災害及び事故（交通事故や労災事故等）により親を亡くした高校生に対して、奨学金を給付することにより、経済的援助を行い、わが国の将来を担う青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 自然災害及び事故（交通事故や労災事故等）により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付事業
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、次の各号のいずれかに該当し

ない限り、又はその他正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- (1) この法人の目的と相違ある目的で申し込みをする者
- (2) 入会に伴う書類を提出しない者
- (3) 暴力団、その構成員、準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋
- (6) えせ右翼及びえせ同和
- (7) 悪質な要求をするクレーマー等
- (8) その他上記に準ずる個人及び団体

4 理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 第7条第3項各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- (5) 入会に伴う提出書類に虚偽が発覚したとき。
- (6) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別および定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上8人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員の選任および解任
- (7) 役員の職務および報酬
- (8) 入会金および会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄

- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織および運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。

第5章 資 産

(構 成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区 分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管 理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第43条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関

する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散および合併

（定款の変更）

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
 - (5) 会員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届出なければならない。

（解 散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長および職員の任免は、理事長が行う。

(組織および運営)

第56条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	原 田 隆 之
副理事長	枡 木 義 人
理 事	青 砥 眞貴子
	小 城 博
	米 野 高 弘
	廣 川 翔
監 事	原 田 明

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| (1) 入会金 | 正会員 | (個人・団体) | 0 円 |
| (2) 年会費 | 正会員 | (個人・団体) | 0 円 |

附則

この定款は、令和〇年〇月〇日から改定する。

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人 NPO 法人ディック遺児奨学会

1 事業実施の方針

継続して、大災害被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付事業を実施。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2,035 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
大災害被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付事業	東日本の大震災により親を亡くした東北3県（岩手、宮城、福島）の高校生25名に毎月一定の奨学金の給付を実施する。	1月から12月までの各月	法人事務局	3名	東日本大震災により被災した高校生	15名	2,035

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 NP0 法人ディック遺児奨学会

1 事業実施の方針

大災害被災、自然災害及び事故（交通事故や労災事故等）により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付事業を実施。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 6,369 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
大災害被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付事業	東日本の大震災により親を亡くした東北3県（岩手、宮城、福島）の高校生25名に毎月一定の奨学金の給付を実施する。	1月から2月までの各月	法人事務局	3名	東日本大震災被災により、親を亡くした高校生	7名	285
自然災害及び事故（交通事故や労災事故等）により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付事業	自然災害及び事故（交通事故や労災事故等）により親を亡くした高校生30名に毎月一定の奨学金の給付を実施する。	4月から12月までの各月	法人事務局	3名	東日本大震災被災により、親を亡くした高校生	30名	6,084

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 NPO法人ディック遺児奨学会

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取寄付金 受取寄附金	4,100,000	4,100,000
2	その他の収益 受取利息	5,000	5,000
			0
			0
			0
経 常 収 益 計			4,105,000
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		
	（1）人件費		0
	（2）その他経費 支払寄附金 支払手数料（振込手数料）	2,000,000 35,200	2,035,200
事業費計			2,035,200
2	管理費		
	（1）人件費		0
	（2）その他経費 通信費 支払手数料	100,000 22,000	122,000
管理費計			122,000
経 常 費 用 計			2,157,200
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			1,947,800
【C】 経 常 外 収 益			
経 常 外 収 益 計			
【D】 経 常 外 費 用			
経 常 外 費 用 計			
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①＋②・・・③			1,947,800
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			1,506,763
次期繰越正味財産額 ③－④＋⑤			3,454,563

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 NPO法人ディック遺児奨学会

(単位：円)

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取寄付金			6,600,000
受取寄付金		6,600,000	
2 その他の収益			3,000
受取利息		3,000	
			0
			0
			0
経 常 収 益 計			6,603,000
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
(2) その他経費			7,327,000
支払寄付金		7,200,000	
支払手数料(振込手数料)		127,000	
事業費計			7,327,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
(2) その他経費			222,000
通信費(切手代含む)		200,000	
支払手数料(Biz使用料)		22,000	
管理費計			222,000
経 常 費 用 計			7,549,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			-946,000
【C】 経 常 外 収 益			
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			-946,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			3,454,563
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③-④+⑤			2,508,563